

議案第46号

豊橋市指定天然記念物の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）第4条及び第26条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定天然記念物に指定するものとする。

令和5年10月27日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

記

1. 豊橋市指定天然記念物（1件）の指定

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
さんたろういけしっち 三太郎池湿地	3,966 m ²	豊橋市岩崎町字長尾 75-1	豊橋市

議案第46号 参考資料 豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 三太郎池湿地
指定区分 天然記念物
面積 3,966㎡
所有者 豊橋市
所在地 豊橋市岩崎町字長尾75-1

指定理由

三太郎池湿地は豊橋市東部にある弓張山地の標高50～60mの山麓にあり、緩い斜面の末端の溜池の上流部に広がっている。北東約600mには国指定天然記念物「葦毛湿原」があり、葦毛湿原周辺には大小の湿地が数多く分布している。三太郎池湿地はその中でも最大の規模である。

三太郎池にはその南側の山中に位置する帯水層からの湧水が集まる沢が2方向から流れ込んでいる。湿地は、三太郎池南岸を中心とする沢沿いおよび池畔の低地部に広がっている。南側の山地は、基本的には葦毛湿原と同様に、チャートと泥質岩で構成されているが、池畔の堆積物は主に細かなチャートの礫とやや粘質なシルトであり、地表面に大型の礫は目立たないなど、本湿地の地質の状態は、大型のチャートの礫を主体とする葦毛湿原とは異なる。

湿地の植物相は葦毛湿原と類似し、カザグルマ、ミズギボウシ、サギソウ、サワヒヨドリ、スイラン、シラタマホシクサ、サワシロギク、ハンノキ、ノリウツギ、イソノキ等の湧水湿地に特徴的な植物がみられ、東海丘陵要素植物のひとつであり東海地方固有のシラタマホシクサがまとまって生育している。また、葦毛湿原では確認されていないものとして、アンペライ、ナガバノウナギツカミ、ニッポンイヌノヒゲ、イヌノヒゲ、ミコシギク等の植物がある。この中で、ミコシギクは、日本では関東以西に分布するキク科の多年草であるが、環境省カテゴリー絶滅危惧Ⅱ類（VU）に評価されている。現在、国内に知られる分布地のうち3県では絶滅し、愛知県を含む6県で絶滅危惧ⅠA類に指定される希少種であり、愛知県内では豊田市と本湿地のみに自生個体群が残存している。また、本湿地で現在は確認できないが、かつてはタチモ、ミズナラ、イガクサが見られた。植物のほかにも、昆虫では、環境省カテゴリー絶滅危惧ⅠB類（EN）であるヒメヒカゲが生息していたが、現在は絶滅している。また、チョウトンボなど、沼性の種を中心に多種のトンボ類が見られる。

東海地方における湧水湿地は、小規模なものが集まった湿地群を形成する場合がある。そこに生育する湿原性の植物や動物が、形成と消失を繰り返す小湿地間を移動しながらその生育域を確保することで、湿地群全体として固有で多様な生物相が維持されてきたとされている。

三太郎池湿地は、葦毛湿原を中心とした「葦毛湿地群」の中でも規模が大きく、特に湿地性植物の種類が多いことから、本湿地群において重要な位置を占めると言える。さらには、地質の状態が異なることに起因して、葦毛湿原には生育しない希少植物も見られることから、市指定天然記念物に指定した上で、適切な生物多様性の保全を長く行っていくべきものである。



過去の三太郎池湿地（1968年、撮影者・星野清治）



近年の三太郎池湿地（2020年撮影）



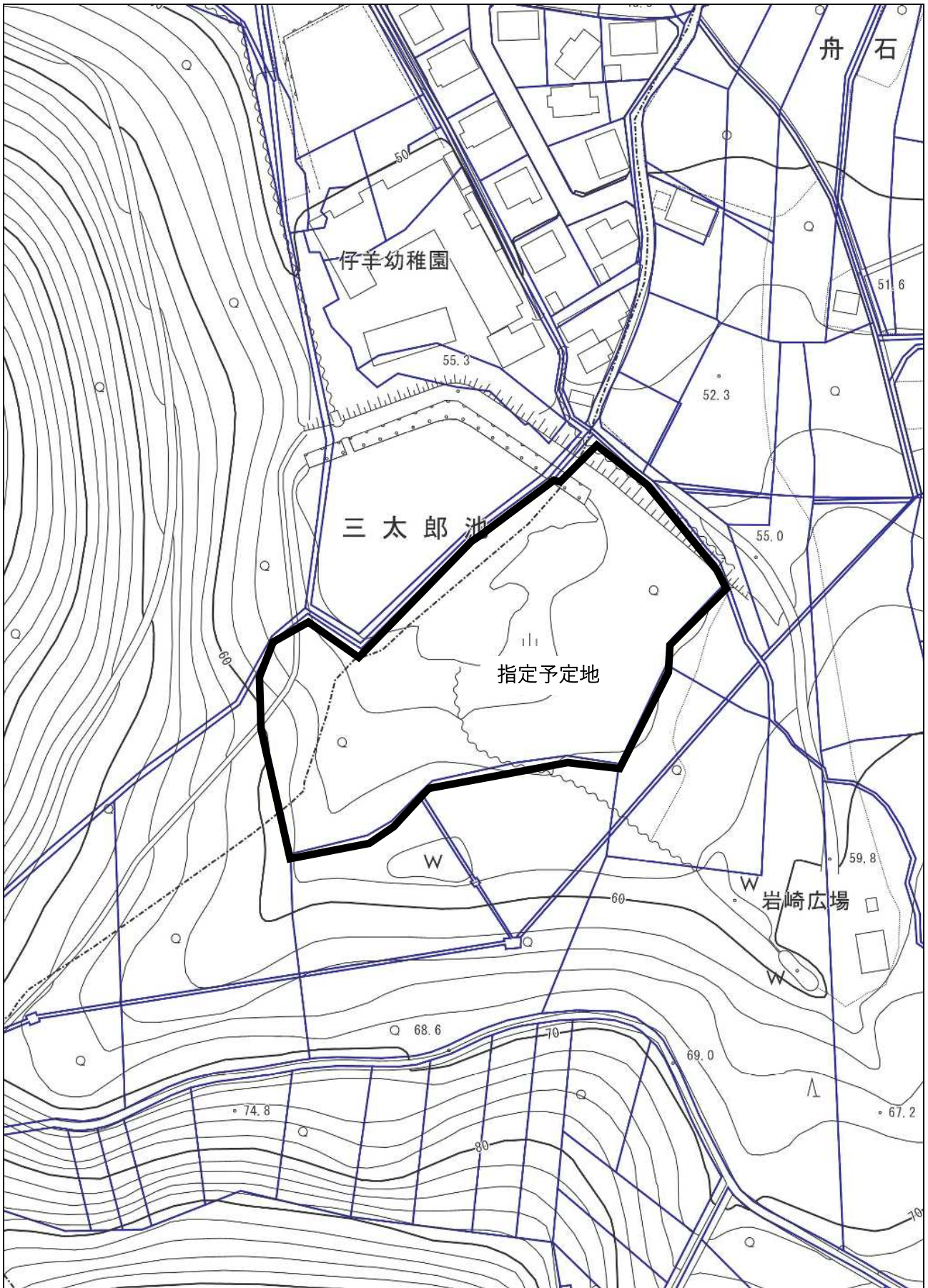
ミコシギク（2021年撮影）



過去の三太郎池湿地（1968年、撮影者・星野清治）



現在の三太郎池湿地（2023年撮影）



岩崎町字長尾 75-1 所有者：豊橋市